

いじめ・不登校への対応マニュアル

<見直しの視点>

実質的に機能するか配慮し、本校の生徒指導上課題となる事例（いじめ・不登校）について見直し、対応策を講じる。

いじめ対策

いじめの発見

- 日常観察（担任及び分科担任、養護教諭等全職員）
- アンケート（担任）
児童・保護者（学期各1回）
- 本人より（教育相談）
- 保護者より（個別懇談）

対応の手順

・事実関係の究明後は、すぐに対応策を全職員で確認し、それぞれの立場で同一歩調で指導にあたる。

・記録は、担任はもとより、生徒指導部でも残しておく。

・「心の居場所」としての保健室の役割（養護教諭）も大きく、その連携を図る。

・いじめ解消後も日常的な観察を、継続させる。

1. 事実関係の究明（担任・生徒指導主事）

校長・教頭

全職員で対応

全職員の共通理解
生徒指導協議会

生徒指導委員会

2. いじめ被害の相談・指導（担任・生徒指導主事・養護教諭）

いじめられている子どもへ

- ・常に味方であり、必ず守ることを伝える。
- ・自分の気持ちを伝えるように指導する。
- ・人に告げることは正当な行為、相談することを教える。

まわりの子どもへ（学級全体に対して）

- ・いじめは断固として許さない態度を示す。
- ・見て見ぬふりをすることも、いじめと同じであることを教える。
- ・いじめを見つけたら、先生に知らせるように指導する。

いじめている子どもへ（いじめの背景をさぐる）

- ・いじめは絶対許されないという毅然とした態度で指導する。
- ・いじめは人間として許されないことを指導する。
- ・なぜいやなことをするのか考えさせる。

3. 保護者との連携

いじめられている子の保護者へ（担任・教頭）

- ・いじめがあったことについての謝罪をする。
- ・いじめの発見が遅れたことへの謝罪をする。
- ・現在の状況及び、今後の対応について話す。
- ・全職員で守っていくことについて話す。

いじめている子の保護者へ（程度により来校）（担任・生徒指導主事）

- ・いじめの状況について話す。
- ・家庭での様子について聞く。
- ・今後の対応策について協力を仰ぐ。

いじめのある学級の保護者（程度により保護者会）（担任・生徒指導主事・校長・教頭）

- ・いじめの状況について話す。
- ・今後の対応策について協力を仰ぐ。

保護者、家庭への啓蒙（校長・担任・生徒指導主事）

- ・常日頃から信頼関係を構築する。
- ・学校としてのいじめに対する考えを学校だより等で知らせる。
- ・PTAの諸会合等で啓蒙を図る。
- ・家庭訪問を意義あるものにする。

